

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）について改正を行うことを検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール（jinsyou-hourei@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局人身安全・少年課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年9月12日（金）から 令和7年10月11日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

法：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）をいう。

規則：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）をいう。

〈 参 考 〉

別紙のほかに、国家公安委員会規則案について、新旧対照表を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく、「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付している場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 2 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

1 命令等の題名

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

法第11条

3 改正の概要

- (1) 法第11条本文において、インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）は、異性交際を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）にインターネット異性紹介事業を利用させる場合に、あらかじめその異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならないこととされているところ、その確認方法として、
 - 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第6項又は第16条の2第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名（同法第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた当該異性交際希望者の年齢又は生年月日に関する情報の送信を受ける方法（事業者が署名検証者（同法第17条第4項に規定する署名検証者をいう。以下同じ。）である場合に限る。）を追加する（規則第5条第1項関係）。
- (2) 法第11条ただし書において、事業者は書き込みを行う異性交際希望者が国家公安委員会規則に規定する方法により本人を特定する事項の確認を受けているときは、当該異性交際希望者の異性交際に関する情報の掲載された電子掲示板を他の異性交際希望者に閲覧させる場合に限って、当該他の異性交際希望者が児童でないことの確認が不要であることとされているところ、その確認方法として、
 - 事業者が署名検証者である場合において署名用電子証明書並びに当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日に関する情報の送信を受ける方法を追加する（規則第6条第1項関係）。
- (3) その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

公布の日